

ウ 指定入院医療機関又は指定通院医療機関の内定

(2) 入院決定の場合の対応

ア 指定入院医療機関の決定・変更

イ 指定入院医療機関と保護観察所の連携

ウ 生活環境の調整

エ 退院地及び指定通院医療機関の内定

オ 処遇の実施計画案の作成

カ 外出・外泊時の対応

キ 退院許可又は入院継続の申立て

(3) 通院決定又は退院決定の場合の対応

ア 通院決定時又は退院決定時における対応

イ 処遇の実施計画の作成

ウ 処遇の実施（通院医療、精神保健観察、援助等）

エ ケア会議の開催等

オ 処遇の実施計画の見直し

カ 転居・旅行の届出への対応

キ 病状悪化等による緊急時の対応

(4) 地域社会における処遇の終了等

ア 本制度による処遇終了の申立て・期間満了

イ 通院期間の延長の申立て

ウ 入院の申立て

1 ガイドラインの趣旨

- 本ガイドラインは、心神喪失者等医療観察制度（以下「本制度」という。）に基づく地域社会における処遇に携わる者が、本制度に関する基本的な事項や処遇に対する考え方を共有することにより、全国的に統一的かつ効果的に本制度による処遇が行われることを目的として定めるものである。
- 本ガイドラインは、対象者の円滑な社会復帰を促進するため、継続的な「医療」を確保することはもとより、対象者の地域社会への定着を図り、「本人の生活を支援する立場」にも力点を置く。
- 地域社会における処遇に携わる関係機関等は、本制度の目的を達成するため、本ガイドラインに沿って各地域における運用の細則を定め、処遇の向上に努める。